



特別回報

組合員各位

保険契約規程一部変更のご案内

2024 年 12 月 6 日付特別回報第 24-015 号「2025 保険年度保険契約規程一部変更について」で概要をお知らせしたとおり、保険契約規程の一部を変更し、2025 年 2 月 20 日（2025 保険年度）から実施することとしましたので、改めて下記のとおりご案内申し上げます。また、特約および特別条項の一部変更並びに新設についても併せてご案内申し上げます。変更文言の詳細については、添付の新旧対照表をご参照ください。

記

1. 保険契約規程の一部変更

第 12 条（休航による保険料の払戻し）第 1 項変更

休航の定義を明確にし、検査、修理、改造工事、抑留等を受けている期間については、組合が認める場合を除き、原則として休航期間に含めないことを明記しました。これは、再保険料の取り扱いの関係から、国際 P&I グループ(IG)で対応を統一することになり、それに伴い規定の文言を変更するものです。

第 29 条（積荷に関する責任及び費用）第 2 項第 5 号変更

電子商取引システム、いわゆる電子 B/L の使用から生じる責任または費用については、組合の承認を受けたシステムを使用していたことをてん補の条件としています。これまでは各システムについて個別に審査し当該システムを承認するか否かを判断していましたが、電子 B/L の普及に伴い英国を含め国際的な法的枠組みが整備され、使用されるシステムが増加したことから、一定の要件を設け、それを充たすものについては組合の承認を受けたものとみなすことにするものです。

IG で共通の対応とすべく、2025 保険年度からプール協定が改定されることを受けて、それにあわせて規定の文言を整理しました。

2. 特約および特別条項の一部変更/新設

特約 V. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約（FD&D）

第 3 条第 1 項第 6 号変更

文言の整理です。

第 10 条変更

FD&D 特約は外航船の紛争を対象とした商品であるため、外航船保険に合わせててん補限度額をドル貨表記とし、これまでの円貨 15 億円から米貨 1 千万ドルに変更します。

また、加入船舶の建造、購入、売却、抵当権、修繕、改造工事に関する紛争等について、別途てん補限

度額を米貨 2 百万ドルに制限します。これらの紛争については係争が長期化し、仲裁・訴訟に発展することも多く、係争費用が高額化する恐れがあるため、FD&D 特約の安定した提供のためにはてん補額の制限が必要であるためです。

バイオケミカル特別条項

文言を整理しました。

本特別条項は IG 再保険契約に適用されるものですが、用船者責任保険については IG 再保険とは別に当組合独自で再保険手配しているため、用船者責任保険特約には適用されないことから削除するものです。

P&I 戦争危険特別条項 第 3 条変更

Excess War 再保険の条件が 2025 保険年度から変更されることに伴う変更です。現在はロシア・ウクライナ・ベラルーシ周辺の海域を航行する船舶に対する Excess War カバーの限度額は 8 千万ドルですが、2025 保険年度からは 1 億ドルに増額されることとなります。

P&I 戦争危険特別条項（特約用）新設

各種特約用の P&I 戦争危険特別条項を新設するものです。

上記既存の P&I 戦争危険特別条項は、IG 再保険契約の条件を摂取したものであり、IG 再保険プログラムの対象となる外航船保険契約に適用されます。一方、IG 再保険プログラムの対象とはならない各種特約については、当組合独自で再保険手配を行っており、戦争リスクについて IG 再保険契約とは異なる条件が適用されることから、当該条件にあわせた特約用の P&I 戦争危険特別条項を新設するものです。

なお、2025 保険年度の保険契約規程は、本年 2 月中旬にコーポレートサイトに掲載予定です。

<https://www.piclub.or.jp/service/information#common>

以上

添付資料：新旧対照表

保険契約規程新旧対照表

現行	改定	改定理由等
<p>第 12 条(休航による保険料の払戻し) 1 組合員は、加入船舶が積荷を積載しない状態で同一の安全な港又は場所に引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）<u>停泊</u>し休航した場合、保険料の払戻しを請求することができる。 組合は、組合員からの請求を受け、払い込まれた保険料から組合が要した再保険料及び事業費に相当する額を控除した残額の休航期間に対応する額の 75%以内を払い戻すものとする。ただし、オーバースピル保険料は、休航による保険料の払戻しの対象とはしない。</p>	<p>第 12 条(休航による保険料の払戻し) 1 組合員は、加入船舶が積荷を積載しない状態で同一の安全な港又は場所に引続き 30 日以上（開始の日から終了の日までの日数から 1 日を控除した日数）<u>係留</u>し休航した場合、保険料の払戻しを請求することができる。<u>なお、加入船舶が検査、修理、改造工事、抑留等を受けている期間は、本条における休航には該当しないものとする。ただし、組合が別途認める場合はその限りではない。</u> 組合は、組合員からの請求を受け、払い込まれた保険料から組合が要した再保険料及び事業費に相当する額を控除した残額の休航期間に対応する額の 75%以内を払い戻すものとする。ただし、オーバースピル保険料は、休航による保険料の払戻しの対象とはしない。</p>	<p>休航の定義を明確にし、検査、修理、改造工事、抑留等を受けている期間については、組合が認める場合を除き、原則として休航期間に含めないことを明記するもの。 国際 P&I グループ (IG) での対応に合わせた規定の変更。</p>
<p>第 29 条(積荷に関する責任及び費用) 2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。 (5) 組合の承認を受けていない電子商取引システムの使用から生じる責任又は費用で、紙面取引システムであれば生じないもの。なお、本号においては次のとおりとする。 イ 電子商取引システムには、物品の売買又はその海上運送若しくは海上その他の混合運送のために使用される次の書類証券に代わる、若しくは代わる目的を有するあらゆるシステムを含む。 i) 権利証券、 ii) その所持人が当該書類証券に記載された貨物の引渡し又は占有の移転を請求する権利を付与する書類証券、又は iii) 契約当事者の一方が有する権利及び義務を第三者に譲渡することが可能な運送契約の証拠である書類証券</p>	<p>第 29 条(積荷に関する責任及び費用) 2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。 (5) 組合の承認を受けていない電子商取引システムの使用から生じる責任又は費用で、紙面取引システムであれば生じないもの。なお、本号においては次のとおりとする。 イ 電子商取引システムには、物品の売買又はその海上運送若しくは海上その他の混合運送のために使用される次の書類証券に代わる、若しくは代わる目的を有するあらゆるシステムを含む。 i) 権利証券、 ii) その所持人が当該書類証券に記載された貨物の引渡し又は占有の移転を請求する権利を付与する書類証券、又は iii) 契約当事者の一方が有する権利及び義務を第三者に譲渡することが可能な運送契約の証拠である書類証券</p>	

現行	改定	改定理由等
<p>ロ 書類とは何らかの特徴、種類、銘柄が記録されているものを意味し、コンピュータに記録された又はその他電子的に作成された情報を含むが、それに限らない。</p>	<p>ロ 書類とは何らかの特徴、種類、銘柄が記録されているものを意味し、コンピュータに記録された又はその他電子的に作成された情報を含むが、それに限らない。</p> <p>ハ 電子商取引システムは以下に掲げる条件を満たす場合、組合の承認を受けたものとみなす。</p> <p>i) 英国の 2023 年電子取引文書法や国連国際商取引法委員会の電子的転送可能記録のためのモデル法に準拠した信頼性のあるシステムであり、かつ、当該システムの信頼性が以下のいずれかにより証明されていること。</p> <p>(ia) 独立機関による監査、又は</p> <p>(ib) 監督機関、規制機関、若しくは認定機関又は適切な自主的スキームによる宣言、又は</p> <p>(ic) 適用される業界標準</p> <p>ii) 上記イの i) から iii) に規定する機能を持つ電子書類が、その準拠法において同様の機能を持つ紙の書類と同等の効力を有すること。</p>	<p>電子商取引システム、いわゆる電子 B/L の使用による責任または費用について、これまでは個別に各システムを審査し、使用を承認するか否かを判断していたが、電子 B/L の普及に伴い使用されるシステムが増加したことから、一定の要件を設け、それを満たすものについては組合の承認を受けたものとみなすことにするもの。</p>

特約新旧対照表

現行	改定	改定理由等
<p>運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約 (FD&D)</p> <p>第 3 条 (てん補事由)</p> <p>1 前条に規定する組合がてん補する費用又は損失は、次に定める紛争等又は手続に関して生じたものに限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 加入船舶の建造、<u>売買</u>、<u>抵当権</u>、<u>不注意</u>、<u>不適当な修繕</u>又は改造工事に関して発生するもの。ただし、船舶の建造又は購入に関するものについては、当該契約の調印日までにこの特約による保険契約がなされている場合に限る。</p> <p>第 10 条 (てん補限度額)</p> <p>この特約により組合がてん補する金額は、1 件のクレーム、紛争又は手続につき <u>15 億円</u>を限度とする。</p>	<p>運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約 (FD&D)</p> <p>第 3 条 (てん補事由)</p> <p>1 前条に規定する組合がてん補する費用又は損失は、次に定める紛争等又は手続に関して生じたものに限る。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 加入船舶の建造、<u>購入</u>、<u>売却</u>、<u>抵当権</u>、<u>又は不注意</u><u>な若しくは</u>不適当な修繕<u>若しくは</u>改造工事に関して発生するもの。ただし、船舶の建造又は購入に関するものについては、当該契約の調印日までにこの特約による保険契約がなされている場合に限る。</p> <p>第 10 条 (てん補限度額)</p> <p>この特約により組合がてん補する金額は、1 件のクレーム、紛争又は手続につき <u>米貨 1 千万ドル</u>を限度</p>	<p>文言の整理</p> <p>FD&D 特約は外航船の紛争を対象とした商品であるため、てん補限度額をドル貨表記とし、円</p>

現行	改定	改定理由等
組合は、当該クレーム、紛争又は手続が 1 件であるか否かを判断する絶対的裁量権を有する。	とする。 <u>ただし、第 3 条 1 項 6 号に関するクレーム、紛争又は手続については、1 件につき米貨 2 百万ドルを限度とする。</u> 組合は、当該クレーム、紛争又は手続が 1 件であるか否かを判断する絶対的裁量権を有する。	貨 15 億円から米貨 1 千万ドルに変更する。 また、加入船舶の建造、購入、売却、抵当権、修繕、改造工事に関する紛争等については、係争が長期化し、仲裁・訴訟に発展することも多く、係争費用が高額化する恐れがあるため、FD&D 特約の安定した提供のためにてん補限度額を 2 百万ドルに制限する。

特別条項新旧対照表

現行	改定	改定理由等
<p>バイオケミカル特別条項</p> <p>第 1 条 組合は、保険金額の定めのない保険契約及び用船者責任保険特約に関して、保険契約規程第 35 条第 1 項第 2 号「なお書」に該当し同号の適用がなくなることによりてん補される次に掲げる損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>バイオケミカル特別条項</p> <p>第 1 条 組合は、保険金額の定めのない保険契約に関して、保険契約規程第 35 条第 1 項第 2 号「なお書」に該当し同号の適用がなくなることによりてん補される次に掲げる損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従ってん補する。</p>	<p>文言の整理。 本条項は国際 P&I グループ (IG) 再保険契約に適用されるものであり、当組合独自で再保険手配している用船者責任保険特約には適用されないため削除するもの。</p>
<p>P&I 戦争危険特別条項</p> <p>第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 8 千万ドルを限度とする。</p> <p>3 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億</p>	<p>P&I 戦争危険特別条項</p> <p>第 3 条 2 前項の規定にかかわらず、沖合 12 海里までの沿岸水域を含むすべてのロシア水域及び以下に掲げるヨーロッパ水域を通過し、又は寄港する船舶に対する本特別条項によるてん補は、一船一事故あたり米貨 <u>1 億</u>ドルを限度とする。</p> <p>3 加入船舶に関して、本船の契約者である組合員又はそれ以外の者により、本特別条項又は国際 P&I グループのプール協定及び共同再保険契約に参加している他の同種組合の本特別条項と同等な保険を別途付保している場合、これらによるてん補の総額は、一船一事故あたり米貨 5 億ドル (前項に規定す</p>	<p>Excess War 再保険の条件が 2025 保険年度から変更されることに伴う変更。</p>

<p>ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8千5百ドル）を限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8千5百ドル）を超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 8千5百ドル）を按分したものに制限される。</p>	<p>る船舶については、一船一事故あたり米貨 1億ドル)を限度とする。これらてん補責任の総額が米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 1億ドル）を超過した場合、当該保険契約での当組合のてん補責任は、当該保険契約で当組合から回収可能な最高金額が、かかる事故で当組合及び他の同種組合から回収可能な損害の総額に占める割合により米貨 5 億ドル（前項に規定する船舶については、一船一事故あたり米貨 1億ドル）を按分したものに制限される。</p>	
	<p>新設</p>	<p>改定理由等</p>
	<p>P&I 戦争危険特別条項（特約用）</p> <p>第1条 組合は、加入船舶の保険契約承諾証の「てん補の範囲」に定める損害及び費用で、保険契約規程第 35 条第 1 項第 2 号により除外された損害及び費用について、組合員がその支払いの責めを負い、かつ、その損害賠償金及び費用を支払ったとき、本特別条項の規定に従っててん補する。ただし、化学兵器、生物兵器、生化学兵器又は電磁兵器が直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことにより生じた損害及び費用はてん補しない。</p> <p>第2条 組合は、組合員に対する 72 時間前の通知を以って、本特別条項によるてん補を終了することができる（組合が通知を発した日の 24 時（グリニッジ標準時）から 72 時間が経過した時点でてん補が終了する）。組合は、当該通知の発行後、必要に応じて、組合が合意する条件で本特別条項によるてん補を復活することができる。</p> <p>第3条 前条に規定する通知の有無にかかわらず、本特別条項によるてん補は次の各号により自動的に終了し、それらから発生した損害、責任及び費用はてん補しない。</p>	<p>特約用の P&I 戦争危険特別条項を新設するもの。</p> <p>P&I 戦争危険特別条項は、IG 再保険契約に規定されている条項を摂取したものであり、IG 再保険プログラムの対象となる外航船保険に適用されている。各特約については当組合独自手配再保険となるため、これまで P&I 戦争危険特別条項の適用を除外していたが、当組合手配再保険契約においても同様の条件が規定されていることから、各特約にも適用させるべく、当組合手配再保険契約の条件にあわせた特約用の P&I 戦争危険特別条項を新設するもの。</p>

- (1) 場所や時期を問わず、原子力兵器が使用された場合
- (2) 連合王国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦、中華人民共和国のうちいずれかの国の間で戦争が勃発（宣戦布告の有無を問わない）した場合
- (3) 加入船舶が徴用された場合

第4条

組合は、本特別条項第1条の規定にかかわらず、次に掲げる損害、責任及び費用をてん補しない。

- (1) ロシア連邦・ウクライナ間の紛争及びその拡大に起因し、又は関連して生じたもの
- (2) ロシア連邦、ベラルーシ共和国及びウクライナの領土（領海を含む）並びにウクライナ、クリミア半島及びモルドバ共和国の紛争地域のうち、ロシア連邦軍、ロシア連邦が支援する部隊又はロシア連邦当局が紛争を行っている地域、領土又は領海で生じたもの
- (3) ロシア連邦、ベラルーシ共和国及びウクライナの領土（領海を含む）並びにウクライナ、クリミア半島及びモルドバ共和国の紛争地域における、船舶及び貨物のだ捕、捕獲、強留、抑留、没収、国有化、収用、権利若しくは使用の剥奪若しくは接收又は移動制限によって生じたもの
- (4) インド洋・アデン湾・南紅海における以下の境界線で囲まれた水域において生じたもの
 - イ) 北西側－北緯 18 度以南の紅海
 - ロ) 北東側－北緯 16 度 38.5 分、東経 53 度 6.5 分（イエメン国境）から公海の北緯 14 度 55 分、東経 53 度 50 分まで
 - ハ) 東側－公海の北緯 14 度 55 分、東経 53 度 50 分から公海の北緯 10 度 48 分、東経 60 度 15 分を通過して、公海の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分までの線
 - ニ) 南西側－南緯 1 度 40 分、東経 41 度 34 分（ソマリア国境）から公海の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分まで

ただし、別段の定めがない限り、隣接諸国の沿岸から 12 海里までの水域を除く。